

令和8年1月28日

新宮町長 桐島 光昭 様

新宮町上下水道事業経営審議会

会長 松蔭 賢一 郎

「持続可能な水道事業の経営の在り方について（経営戦略の改定）」及び「水道料金の在り方」、「下水道使用料の在り方」に対する意見について（答申）

新宮町上下水道事業経営審議会は、令和5年8月3日付5新上下第152号で諮問を受けた「持続可能な水道事業の経営の在り方について（経営戦略の改定）」及び「水道料金の在り方」、「下水道使用料の在り方」について、新宮町上下水道事業経営審議会条例（令和5年新宮町条例第16号）第2条の規定に基づき、本審議会において意見を取りまとめたので、下記のとおり答申いたします。

記

Ⅰ 現状

水道事業は昭和47年に事業を開始し、現在は、昭和55年に建設された立花浄水場を拠点とした自己水源、福岡地区水道企業団及び北九州市水道用水供給事業からの浄水受水を水源としており、水道施設の維持管理を着実に実施しながら、安定的に給水している。

水道事業の経営は、昭和58年に現在の料金体系を適用して以来、消費税の改定を除き現在に至るまで42年余り水道料金の改定を行わず、経営の健全性確保に努めてきた。

しかしながら、世帯構成の変化による1世帯あたりの水道使用量の減少や節水機器の普及に伴い給水収益は減少している。一方、動力費、資機材及び人件費の高騰により水道施設の老朽化対策や耐震化の費用は増加しており、水道事業を取り巻く経営環境は一段と厳しさを増している。

公共下水道事業は、平成2年度に新宮処理区、平成21年度に中央処理区の供用を開始し、安定した下水処理を行っている。

公共下水道事業の経営は、平成21年に料金改定を実施して以来、消費税の改定を除き現在に至るまで16年余り改定を行わず、経営の健全性確保に努めてきた。

下水道整備に伴い使用料収入は増加しているものの、水道事業と同様、1世帯あたりの排水量は減少傾向にあり、大幅な収入の増加は見込めない。一方、新宮中央浄化センターの増設及び雨水浸水対策、下水道処理施設の更新を進めていく必要があるが、費用は社会経済情勢により増加しており、公共下水道事業を取り巻く経営環境は一段と厳しさを増している。

令和5年度から上下水道事業の経営戦略の改定を開始し、令和6年度には公共下水道事業分の改定を完了し、令和7年度は水道事業の改定を進めている。

本審議会に対しては、持続可能な水道事業及び公共下水道事業の在り方、水道料金及び

下水道使用料の在り方について、町長から諮問書が提出された。

本審議会では、令和8年度から令和17年度までの10年間の投資・財政計画に基づき、水道事業及び公共下水道事業を持続可能なものとするために、適正な水道料金及び下水道使用料について慎重に審議を行った。

2 答申内容

(1) 持続可能な水道事業の経営の在り方について(経営戦略の改定)

新宮町水道事業経営戦略改定版は、将来人口や水需要予測などの事業環境を見据えた基本方針としており、収支黒字化のための費用削減や施設整備における投資など経営健全化を目的とした取組みが反映されており適切に定められていると認める。

しかしながら、令和17年度までの当年度純利益はすべて赤字であり、経常収支比率は100%を下回ることとなるため抜本的な経営改善が必要である。

(2) 水道料金の在り方について

経営戦略の投資財政計画によると、人件費や資材高騰などによる維持管理費用の増加や老朽管の更新及び重要管路の耐震化に伴う建設改良費の増加により、経営状況が悪化することは明白である。

公営企業として、効率的な施設管理による支出減の取組を進めることは必須であるが、社会経済情勢に応じて定期的に料金体系(基本料金及び従量料金)を見直すことが必要である。

ア 水道料金の基本水量(1か月あたり6立方メートル)の廃止

負担の公平性を図るため、基本水量を廃止することが適当である。

イ 水道料金にかかる従量料金の設定

一般家庭及び事業所等の負担が公平となるように配慮することが適当である。

ウ 簡易水道料金の基本水量(1か月あたり6立方メートル)の廃止

負担の公平性を図るため、基本水量を廃止することが適当である。

エ 簡易水道料金にかかる従量料金の設定

従量料金の設定において、平均改定率は3%程度とすることが適当である。

(3) 下水道使用料の在り方について

令和6年12月4日付で改定された公共下水道事業経営戦略改定版は適当であるが、経営状況の悪化が明白であり、効率的な施設管理による支出減の取組を進めることは必須であるが、抜本的な経営改善のためには、平成21年から改定されていない使用料体系(基本料金及び従量料金)の見直しが必要である。

ア 下水道使用料の基本料金の見直し

社会経済情勢や管渠築造、汚水処理施設の改築、増設などに伴い増加する固定費を賄うため、基本料金を改定することが適当である。

イ 下水道使用料にかかる従量料金の設定

一般家庭及び事業所等の負担が公平となるように配慮することが適当である。

(4) 水道料金及び下水道使用料の水準について

令和8年度から令和17年度までの10年間の経常収支の累計黒字化及び令和17年度期末現金残高(水道事業10億円以上、公共下水道事業5億円以上)を確保するため、水道料金の平均改定率は7%、下水道使用料の平均改定率は23%とすることが適当である。

(5) 改定時期

水道事業及び公共下水道事業を持続可能なものとするため、水道料金及び下水道使用料の改定は早期の実施が望ましい。ただし、使用者への周知期間を考慮し、令和8年10月1日が適当である。

(6) 付帯意見

ア 使用者への周知

水道料金及び下水道使用料の改定は、生活や事業に直結するものであり、使用者の理解が不可欠であることから、内容については、経営状況や今後の事業の必要性などを明記し、広く使用者が理解しやすいものとなるよう努められたい。

イ 効率的な事業運営

社会経済情勢や使用者への影響を考慮し、最低限の料金水準としていることから、限られた財源を有効に活用するため、経費削減及び効率的な経営に努められたい。

ウ 水道料金及び下水道使用料の検証

昨今の社会経済情勢の変動は大きく、毎年の収支計画作成時に経営状況を把握し、改定から5年以内に実施する経営戦略見直し時には適正な水道料金及び下水道使用料の在り方について、本審議会において検証すること。

